

和歌山県公安委員会告示第37号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項の規定に基づき、運転免許に関する事務の一部を次のとおり委託した。

令和7年6月24日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

- 1 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 南海砂利株式会社
住所 和歌山県橋本市学文路191番地の2
代表者 代表取締役 上 田 純 也
- 2 委託に係る免許関係事務の内容
 - (1) 仮運転免許申請の受理
 - (2) 仮運転免許試験の実施
 - (3) 仮運転免許証の作成及び交付事務を補助する業務
- 3 委託に係る免許関係事務を処理する場所
名称 南海橋本自動車学校
所在地 和歌山県橋本市野88番地